

## 第5章 志木市の生きる力を支える事業一覧

自殺対策を総合的かつ包括的に推進するためには、全庁的に対策を講じていく必要があります。前章において、基本施策ごとに整理した主な事業以外のものも含め、本市の自殺対策に関わる事業を担当課ごとの一覧にしました。第4章と同様に、重点的な取組に該当する事業内容は網掛けで表記しています。

NO	事業内容	事業概要	担当課
1	自殺統計の把握	自殺の実態把握を行い、適切な普及啓発に向け事業を実施します。	健康増進センター
2	救急搬送データ調査	自殺未遂者の実態把握を行い、適切な普及啓発に向け事業を実施します。	健康増進センター
3	自殺予防啓発キャンペーン	民間企業や朝霞保健所と連携し、こころの相談機関一覧を掲載した啓発物資の配布、自殺予防に関するのぼり旗の設置などで啓発活動を実施します。	健康増進センター
4	広報やホームページへの掲載	「広報しき」やホームページなどで自殺対策等に関する情報を公開します。	健康増進センター
5	相談技術指導 (スーパーバイズ)	スーパーバイザーを招いての事例検討と、自殺予防に関する研修を行い、自殺予防に関する相談技術の向上を図ることを目的とします。	健康増進センター
6	こころの相談 (精神科医・心理カウンセラー)	精神科医または心理カウンセラーによる相談を月1回実施します。こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ市民、精神障がい者を支える家族の相談を受け、問題解決のための支援を行います。また、事業を通して、精神保健に関する問題点の把握及び保健師の相談援助技術の習得向上を図ります。	健康増進センター
7	まちなか保健室	誰もが相談しやすい窓口を市内に開設し、相談の充実を図ります。保健師や社会福祉士などの専門職員が、さまざまな悩み事を持つ市民、またその家族の相談を広く受け、問題解決のための支援や各種相談窓口へのつなぎを行います。	健康増進センター
8	いのちの支え合いを学ぶ授業	生徒及びその保護者が、生活上の困難やストレスに直面した時の対処能力を高め、自殺を未然に防ぐことを目的に実施します。市内の中学生を対象に実施します。	健康増進センター
9	ゲートキーパー養成講座	周囲の人を相談機関につなげるつなぎ手を育てます。	健康増進センター

注)網掛けしている事業等は、重点的な取組に該当するものです。

NO	事業内容	事業概要	担当課
10	ケースレビュー	関係機関と要経過観察者の情報共有を行い、連携を強化します。	健康増進センター
11	ソーシャルクラブ	主として慢性期、回復期にある統合失調症の人に社会参加の場を提供します。また、メンバー主体で3か月ごとに活動内容を計画し、グループ活動を経験できることを目標とします。	健康増進センター
12	精神保健家族教室	有識者による講演を年1～2回実施します。精神障がい者を支える家族が、精神疾患に関する正しい知識と対応の仕方を学ぶことにより、再発防止及び精神保健の普及啓発を図ります。	健康増進センター
13	健康Step up講座	市民の生活習慣病の予防と健康意識の向上を目的として、健康講話と運動を組み合わせた講座を実施します。その中で、こころの健康に関する講話を取り入れます。	健康増進センター
14	女性の健康チェック	18～40歳未満の女性を対象に集団健診を実施します。健診を受ける機会のない子育て中の女性などを対象に、疾病の早期発見を行うとともに、健康の自己管理を促し、適切な生活指導により生活習慣病の予防を推進します。健診当日や事後指導対象者にこころの健康に関する情報を含むリーフレットを配布します。	健康増進センター
15	出前健康講座	市民団体や町内会等を対象に、専門の講師を派遣し、講話や実技を組み合わせた健康教育を実施し、市民が自ら「健康づくり」に取り組む意識の向上を図ります。	健康増進センター
16	健康まつり	すべての市民が健康で充実した生活を送ることができるよう、自己管理意識の高揚と啓発を図り、生活習慣の改善と健康増進を促すことを目的に、年1回健康増進センター等で市内団体の協力を得ながら実施します。こころの健康に関する普及啓発コーナーを設置します。	健康増進センター
17	妊娠届の受理 (しきっ子あんしん子育てサポート事業)	妊婦全員と助産師または保健師による面接を実施し、産後のうつ病の予防のための啓発リーフレットを配付します。また、リスクアセスメントを行い、全妊産婦の継続支援を実施します。	健康増進センター
18	パパママ学級 (しきっ子あんしん子育てサポート事業)	初めて親になる人を対象として、親になるための心構えや出産、育児等の講話や実習を通し、知識を身に付けるほか、友だちづくりや父親の育児参加を促します。	健康増進センター

NO	事業内容	事業概要	担当課
19	はじめて赤ちゃん学級 (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	出産後早い時期に子育て支援センターに赴く機会を作ることによって、本市の子育てサービスを具体的に知ることができ、必要なサービスを利用しやすくなることや親の育児仲間を作るきっかけとなり、子育ての孤立を防ぐことを目的に実施します。毎月、生後2か月の第一子とその親を対象に、講話や座談会を行います。	健康増進 センター
20	新生児訪問・未熟児訪問 指導 (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的として、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に対し、助産師・保健師による全戸訪問を実施します。また、未熟児では特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高くなります。これらの状況に対応するため、保健師等が家庭を訪問し、適切な養育指導を行うことで未熟児の健やかな成長を支援します。	健康増進 センター
21	産後うつケア推進事業 (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	産後のうつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し切れ目のない子育て支援を目的に実施します。新生児訪問時に質問紙への記入と聞き取りを行い、状況に応じて医療機関や必要なサービス等につなぎます。	健康増進 センター
22	乳幼児健診・相談事業 (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養面など日常的な育児指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康増進 センター
23	多胎児サークル <ラブラブ> (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	多胎児親子のグループ活動を実施します。多胎妊婦は母体への負担が大きく、低出生体重児となることも多くみられます。また、出産後も保護者の育児負担は大きく、多胎児ならではの不安や育児ストレスもあります。そのため、多胎妊婦や多胎児とその家族を対象に、交流の場を提供し、同じ立場にある親同士が互いの体験や思いを共有することで、多胎児育児を支援していきます。	健康増進 センター
24	びあたいむ (しきっ子あんしん子育て サポート事業)	子育てに不安や負担を感じ、孤立感や子育てへの自信を失いかけている母親に対し、心理職をファシリテーターとしてグループワークを実施します。自分の思いを自由に話したり、同じように大変な思いをしながら育児している人の話を聞いたりすることで自分自身を見つめ直し、こころが癒されることを目的とします。	健康増進 センター

NO	事業内容	事業概要	担当課
25	<b>育児サポート事業</b> (しきっ子あんしん子育てサポート事業)	心身に不調等があり、家族などからのサポートが得られない人に、助産師・ヘルパーを派遣し、育児サポートを実施することにより、育児負担の軽減、順調な育児につながる支援を行います。産後90日以内の産婦を対象に審査により決定します。	健康増進センター
26	すくすく相談 (しきっ子あんしん子育てサポート事業)	乳幼児健診や相談等で、身体の発育において経過観察が必要とされた乳幼児について、小児科医師による診察や指導等を行い、経過観察の機会とします。発育の促進及び今後の方針の見立てを行うとともに、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	健康増進センター
27	自殺対策庁内連絡会議	自殺対策基本法(2006(平成18)年法律第85号)の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置しました。自殺予防対策に関わる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集などを行います。	健康増進センター
28	市民力を活用した啓発	市内各団体による見守りや精神保健相談窓口の情報提供等を行います。	健康増進センター
29	母子保健推進員活動	生涯の基盤となる母と子の健康づくりを中心に、安心して育児ができる環境づくりを目指して、地域に密着した活動(妊婦・乳児・健診未受診児宅への訪問、交流会の開催、各種事業の協力、研修参加など)を行います。	健康増進センター
30	健康・こころ・育児等に関する個別相談	状況に応じ、保健師等が市民の相談に応じます。	健康増進センター
31	生活保護業務	生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するための経済的給付や自立を助長するための支援を行います。	福祉課
32	<b>生活困窮者の相談</b>	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等からのさまざまな相談に対し、利用可能な行政サービスの案内など自立に向けた支援を行います。	福祉課
33	障がい福祉サービス利用の相談	障がい者等の福祉サービス利用に関する相談対応を行います。	福祉課
34	障がい者手帳交付	さまざまな福祉サービスを利用するために必要となる障がい者手帳を交付します。	福祉課
35	各種医療・手当	障がい者等の経済的支援のための医療費や手当を給付します。	福祉課

NO	事業内容	事業概要	担当課
36	障がい等に関する個別相談	障がい児者及びその家族からの相談対応を行います。	福祉課
37	介護予防事業の実施	シニア体操等の運動教室の実施、住民主体による百歳体操実施への側面的支援を行います。	長寿応援課
38	高齢者総合相談支援	高齢者の日常生活上の相談や介護保険、虐待予防、生きがいづくり等の相談支援を行います。	長寿応援課
39	家族介護支援	介護者への相談支援他、介護者のつどいやサロンを通して介護者同士の情報交換や共有、癒しの場を設けています。	長寿応援課
40	<b>高齢者あんしん相談センターの運営</b>	市内5圏域それぞれに高齢者あんしん相談センターを設置し、個別相談支援や各種事業を展開します。	長寿応援課
41	地域包括ケアシステム推進	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供するための体制づくりを進めます。	長寿応援課 (事務局)
42	高齢者実態把握	75歳以上の独居、高齢者世帯等を対象に年に1回実態調査を行い、問題やニーズの早期発見・支援を行うとともに、見守り支援ネットワークの強化を図ります。	長寿応援課
43	認知症総合支援	認知症の相談支援や初期集中支援チーム事業の実施、認知症ケアパスの配布、オレンジカフェの開催、見守り体制づくりとして、認知症サポーター養成や認知症声掛け訓練等を行います。	長寿応援課
44	成年後見・権利擁護の推進	後見ネットワークセンターを中心として、権利擁護に関する相談支援、成年後見制度の普及啓発や利用を促進します。	長寿応援課
45	要援護高齢者等ネットワーク体制の強化・促進	高齢者あんしん相談センターや警察や消防署、市内協力事業所、民生委員等で連携し、高齢者虐待防止や早期発見に努め、また認知症高齢者の見守り体制を強化します。	長寿応援課
46	ひとり親家庭等への各種手当	ひとり親家庭等の経済的支援のための医療費や手当を給付します。	子ども 家庭課
47	児童虐待防止事業	児童虐待ゼロを目指す事業。児童虐待に関する通報に対応し、虐待の恐れのある家庭の支援を行います。	子ども 家庭課
48	<b>DV相談、女性相談、男性相談</b>	相談員がDVをはじめ、夫婦関係・子育て・人間関係など、さまざまな相談を受けます。DV相談に関しては、証明書の発行、年1回の会議で情報共有します。	子ども 家庭課

NO	事業内容	事業概要	担当課
49	母子生活支援施設に関する相談	さまざまな事情により、母子での生活が困難なケースに対して相談を受けています。	子ども家庭課
50	<b>子どもと家庭の相談室</b> <b>(家庭児童相談室)</b>	18歳未満の児童を持つ家庭のあらゆる相談に応じます。	子ども家庭課
51	虐待、養育等に関する個別相談	虐待の通報や相談は随時受けており、状況に応じて、訪問や面接、電話の相談を行っています。	子ども家庭課
52	要保護児童地域対策協議会 (実務者会議・個別の支援会議)	要保護児童地域対策協議会を設置し、保護が必要な児童または、支援が必要な児童、若しくは支援を行うことが特に必要と認められる妊婦へ支援するため、関係機関と協議する事業です。関係機関が連携して、よりよい支援につなげることを目指します。	子ども家庭課
53	発達に関する個別相談	専門スタッフ(小児科医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士)による児童の発達相談事業です。	児童発達相談センター
54	発達に関するグループ支援	発達が気になる未就園児を対象としたグループ支援、保護者同士が集う場を提供し、家族支援を実施します。	児童発達相談センター
55	発達障がいに関する普及啓発	発達障害啓発週間に合わせ、発達障がいの理解を深めるために、広報やホームページによる啓発や発達相談事業を実施します。	児童発達相談センター
56	各種健(検)診事業	特定健康診査やがん検診等の実施により、市民の健康の保持増進及び疾病の早期発見、早期治療を図ります。	健康政策課
57	重複頻回訪問	保健師等が対象者宅を訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導を行うことにより、適正な受診行動を促し、専門的見地から指導等を行うことで、適正な受診行動へつなげることを目指します。	健康政策課
58	いろは健康ポイント事業	参加者が活動量計を携帯し、歩数や体組成など定期的に測定した数値や、健康増進につながる行動によって、商品券と交換できるポイントが獲得でき、楽しみながら健康づくりを継続する事業です。	健康政策課
59	スマート・ウォーク・リーダー育成講座	健康づくりの地域リーダーを育成するための講座を開催し、受講後は「いろは健康21プラン推進事業実行委員」として健康づくり事業の実施や健康情報の周知などを市とともにいきます。	健康政策課

NO	事業内容	事業概要	担当課
60	人権擁護委員活動の事務	人権擁護委員による相談の管理等をします。	人権推進室
61	メンタルヘルス研修の実施	自己及び職場のメンタルヘルス不全予防及び対策法を身に付けることを目的に、研修計画に基づき研修を実施します。	人事課
62	納税相談	生活困窮・事業不振等で納税が困難な状況の場合に実施します。	収納管理課
63	納税の猶予	納税義務者等が災害を受けたり、病気にかかるなどにより、税金を一時的に納付することができないと認められるときは、納税を猶予することができます。	収納管理課
64	法律相談、行政相談、人権相談	法律相談は、毎週水曜日、弁護士による相談を行っており、行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員による相談を毎月1回行っています。それらの相談について深刻な相談は他の相談につなげます。	総合窓口課
65	市民合同相談会	行政相談週間において、相談員による市民合同相談を実施します。法律、行政、人権、女性、消費生活の相談を行い、困りごとに対する相談の充実を図ります。	総合窓口課
66	支援措置に関する事務	DV等による支援措置に係る住民票や戸籍の附票の発行制限をかけます。	総合窓口課
67	消費生活相談	消費者問題解決のための助言やあつせん、被害等の未然防止及び早期解決に努めます。	産業観光課
68	就職相談・職業相談	仕事に関する不安や疑問、キャリアプランについての個別相談を実施します。	産業観光課
69	保険料の軽減措置	前年の所得が一定基準以下の場合、国民健康保険税の均等割及び平等割を軽減する制度です。	保険年金課
70	保険料の分納・減免制度	特別な事情により、国民健康保険税の納付が困難な場合に、期割額を分割することや減免をする制度です。	保険年金課 収納管理課
71	高額医療費支給制度	高額医療費の支給を受けることが見込まれる人の世帯に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、医療費を支払うための資金を貸し付ける制度です。	保険年金課
72	年金相談	社会保険労務士による障害年金の請求や老齢年金、遺族年金等の相談を行います。	保険年金課
73	上下水道料金の徴収・相談	料金滞納者に対する相談業務を行います。	上下水道総務課

NO	事業内容	事業概要	担当課
74	生徒指導諸調査 (いじめ、不登校、自殺予防、非行問題等)	本市の生徒指導調査(年3回)、県の生徒指導調査(年2回)、文部科学省の生徒指導調査(年1回)などを実施します。	学校教育課
75	生徒指導関係諸会議	市の生徒指導主任会議(年2回)、朝霞地区四市の生徒指導主任会議(年3回)、南部教育事務所の生徒指導主任会議(年1回)、担当指導主事会議(年4回)を開催します。	学校教育課
76	<b>就学や不登校に関する個別相談</b>	<b>訪問:</b> 幼稚園・保育園、みつばすみれ学園(市内)、小・中学校等、現状の把握と支援の在り方について訪問し協議します。定期訪問と要請訪問があります。 <b>面接:</b> 教育上、養育上の問題や悩み事の相談に心理学専門の相談員が適切なアドバイス、カウンセリング等を行っています。 <b>電話:</b> 初めての人や匿名の人などに電話による相談も行います。	教育 サポート センター
77	特別支援教育に関する相談	発達障がい等(LD、ADHD、自閉症スペクトラム等)、子どもたちの特性に応じて、書字、読字、ソーシャルスキルトレーニングなど、特別支援教育プログラムを提供し、学校生活への適応及び社会的自立に向けての教育的支援を行っています。	教育 サポート センター
78	ステップルーム (不登校支援)	長期欠席の状態にある児童・生徒(断続的なものを含む)に対して、小集団による学習や集団活動を通して、適応力や自立心の向上をサポートしています。	教育 サポート センター
79	ホームスタディ制度 (不登校支援)	長期欠席の状態にある児童・生徒に対し、ホームスタディ教育支援員を派遣し、人と関わる場や学習の場を保障する制度です。所属の学校と相談し、この制度の支援を受けた日を出席の扱いにできるよう、そして卒業・進級の認定の参考とできるよう進めていきます。	教育 サポート センター